

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 学 術 ）	氏名	孟 瑜
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
論 文 題 目 平安貴族社会と装束			
論文審査担当者			
主 査	教 授	由 井	義 通
審査委員	教 授	木 村	博 一
審査委員	教 授	草 原	和 博
審査委員	准教授	熊 原	康 博
審査委員	准教授	渡 邊	誠（総合科学研究科）
〔論文審査の要旨〕			
序章 研究の目的と意義			
<p>平安貴族の服装には、正式の束帯から衣冠、直衣、狩衣などさまざまな服装がある。着用する場面によって服装は異なり、同じ場面でも身分や立場によって着用する服装が異なっていた。本論文は、平安貴族が儀礼や宮中での勤務の各場合においてどのような服装(装束)を着用するのかについて、天皇との関係における貴族の身分の違い(公卿・殿上人・蔵人)、貴族の勤務する「場」、儀式行事の性格やそれらがおこなわれる「場」、それらに参加する貴族の立場・役割などに着目して、解明することを目的とする。</p> <p>平安貴族社会の服装は、律令国家体制における位階制に対応する位色で序列化された服制から発展し、律令衣服制は位階制原理で構成された律令国家の身分秩序を表象していた。国家体制の変動のなかで衣服制は変質し、それに伴って身分秩序・儀礼体系も変化した。本論文は、その変化の結果として成立した平安貴族の服装着用の実態と貴族社会の服制(禁色勅許・雑袍勅許・直衣勅許など)から平安時代の政務や儀礼、貴族社会と、平安貴族社会の服制とその特質を明らかにすることに意義がある。</p>			
第一章 平安貴族の勤仕の「場」と装束			
<p>第一章は、正装の束帯で参内・退出する平安貴族が、参内・退出、勤仕場所、勤仕内容の違いによりどのような着替えを行っていたのかを検討した。その結果、貴族たちは私生活で衣冠・布衣・直衣を主に着用し、参内や日中勤務する時には束帯を着用したこと、束帯から直衣・衣冠へ、直衣・衣冠から束帯へと頻繁に着替えを行っていたことを明らかにした。</p>			
第二章 平安中・後期における蔵人の装束着用の実態			
<p>第二章では、蔵人の日常勤務で着用する服装について検討した。その結果、日常勤務における蔵人の装束として『侍中群要』「第一 蔵人初参事」にみえる新蔵人の装束は、①参内・退出の装束は位袍の束帯、②日中勤務の服装は禁色宣旨を得たのちは麴塵袍または位袍の束帯、③宿直時の装束は「宿衣」であることを明らかにした。</p>			
第三章 行事蔵人としての服装			
<p>平安時代には多種多様な儀式・行事があり、蔵人は行事蔵人を務める時に、行事におけ</p>			

る役割、行事が行われる「場」、行事における天皇との関係などによって、異なる服装で行事の任務を務めていた。行事蔵人が着る青色袍の問題と、弓射儀礼・五節・仏事・正月儀礼・賀茂祭・行幸における行事蔵人の服装と儀式・行事の性格の関係について検討した。その結果、平安中期以降（王朝国家段階）の宮廷儀礼は、太政官を中心とする国家機構が準備・運営する儀礼と、天皇と直接的な関係の深い蔵人が関与する儀礼に分けられ、服装も異なることを明らかにした。

第四章 禁色勅許

第四章では「禁色」の定義について先行学説の問題を指摘し、あらためて禁色勅許とは昇殿して天皇に奉仕する蔵人や限られた殿上人が特権的に青色（麴塵）袍の着用を許可するものであることを明らかにした。そのうえで、祭使や摂関家嫡流の嫡子、院政期の吉書奏などの特殊な事例の具体像を論じた。

第五章 雑袍勅許と直衣勅許

第五章では摂関期における雑袍勅許・直衣勅許について検討した。雑袍勅許は天皇と殿上人との特別な恩寵関係の服飾的表現であるが、公卿・殿上人が直衣を着用して殿上に参入することはタブーであった。しかし、内覧左大臣道長がそのタブーを破り、やがて口実を設けて白昼直衣参入する公卿も現れたことが明らかとなった。また、院政期における貴族社会の家格の形成のなかで摂関家・大臣家の公卿が直衣参入を許される直衣勅許が成立することを論じた。

終章 研究の総括

本論文は九世紀末～十世紀初頭の王朝国家への転換の一環として成立した昇殿制により、平安貴族社会は新たな身分秩序で構成されることになり、昇殿制に対応する蔵人・殿上人の天皇への奉仕形態、宮廷儀礼体系、それに照応する服制（服装体系）の形成を明らかにしたものである。本論文は、以下の2点で高く評価できる。

第1は、平安時代の政務や儀礼、貴族社会の特質との関わりのなかで平安貴族社会の服装着用の実態を明らかにした点である。

第2は、位階制と官僚制に基づく「機構や制度を媒介とする」奉仕と昇殿制に基づく「身分的、人格的従属関係」による奉仕という10世紀に成立した王朝国家の貴族社会の編成原理のなかに平安貴族の服制を位置づけた点に意義がある。特に律令制とは異なる新たな要素として後者の天皇との「身分的、人格的従属関係」による奉仕を表象する蔵人の青色袍や公卿・殿上人の宿衣、および特権的身分を表象する禁色勅許や雑袍勅許、直衣勅許の実態を明らかにし、「機構や制度を媒介とする」奉仕を表象し貴族の正装でもある位袍という異なる原理の服制との間に生じる政務・儀礼の「場」による着用の違いを論じた点は評価できる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（学術）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和 5年 2月 6日